

は じ め に

この冊子は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられたかた等が、これからどのような制度を利用できるかをしるしたものです。

身体障害者手帳は身体障害者福祉法、療育手帳は知的障害者福祉法、精神障害者保健福祉手帳は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める程度の障がいのあるかたに対して交付されるもので、法による種々の更生援護を受けるための前提となるものです。

しかし、これらの法律は、特殊な保護を規定するものではなく、障がい者のかたが一般のかたと同様に社会において活動できるよう援助しようとするのが目的です。

皆さんが、本書に記載されている各種制度を活用し、充実した日々を送っていただければ幸いです。

● 障がい者等について

(1) 本書において、障がい者等とは次のように区分します。

ア 身体障がい者（児）

視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声・言語・そしやく機能障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいのあるかた

イ 知的障がい者（児） 精神発達の遅滞のあるかた

ウ 精神障がい者 精神の疾患のあるかた

エ 難病等のかた

障害者総合支援法に定める対象疾病による障がいのあるかた

(2) 児と者の使い分けは、児は18歳未満のかた、者は18歳以上のかたとします。